

労務費等の記載に関するQ&A

番号	質問	回答
1	<u>未記入の取り扱いについて</u> 労務費等について、算出が困難で記載できない場合、「未記入」としてもよいでしょうか。	令和8年4月1日以降に公告・指名通知する全ての工事において、「未記入」の場合、原則として無効の入札となります。未記入とせずに、必ず「算出不能」「計上不可」「一部のみ計上」など、状況が分かる記載を行ってください。
2	<u>市場単価方式等の取り扱いについて</u> 労務費等の記載について、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合、「一部のみ計上」でよいでしょうか。	計上可能な分のみ記載した上で、「一部のみ計上」と記載して差し支えありません。また、すべてを計上できない場合、「算出不能」「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
3	<u>下請業者が未決定などの取り扱いについて</u> 労務費等について、下請業者が決まらずに算出が困難な場合は、「算出不能」と記載してよいでしょうか。	算出が困難な場合には、入札時点で下請業者が未決定であるなど、入札者が全額を記載できない様々なケースを含みますので、「算出不能」「計上不可」「一部のみ計上」等、その旨を記載してください。
4	<u>下請業者見積書の記載漏れの取り扱いについて</u> 労務費等について、下請業者からの見積書に必要な事項が一部または全部欠けている場合、どのように記載すればよいでしょうか。	下請業者見積書に一部のみ記載がある場合は「一部のみ計上」とし、計上可能な分のみ記載して差し支えありません。また、すべて欠けていて算出ができない場合、「算出不能」「計上不可」と記載してください。
5	<u>工場製作原価の取り扱いについて</u> 工場製作原価に係る費用についても労務費等を計上する必要がありますか。	本工事に係るすべての作業について計上してください。ただし、全項目の計上が困難な場合や一部のみ計上できる場合は、その旨を記載してください。
6	<u>実績との差異が生じた場合の取り扱いについて</u> 労務費等について、工事費内訳書提出時と工事施工後で内容に差異が生じた場合、ペナルティ等が科されますか。	通常必要と認められる費用を著しく下回っていない限り、記載内容に差異が生じたことのみを理由としてペナルティが科されることはありません。
7	<u>安全衛生経費について</u> 安全衛生経費については、こういった内容の経費を積み上げたものと理解したらよいでしょうか。	「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に安全衛生経費に該当するものが記載されていますので、ご参照ください。また、すべてを計上できない場合は計上できる一部を記載し、「一部のみ計上」がわかる旨を記載ください。なお、以下のホームページも参考としてください。 国土交通省HP「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて」 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html#target
8	<u>建退共の掛金について</u> 下請の建退共加入状況が不明で算出が困難な場合は、どうすればよいでしょうか。	「算出不能」「計上不可」等、その旨を記載してください。